

改正

昭和57年5月19日告示第135号
昭和57年12月1日告示第308号
昭和58年6月1日告示第102号
昭和58年9月29日告示第177号
昭和59年4月20日告示第90号
昭和59年12月28日告示第260号
昭和60年12月18日告示第214号
昭和61年12月1日告示第189号
昭和62年1月10日告示第8号
昭和62年3月31日告示第56号
昭和63年11月14日告示第194号
平成元年4月1日告示第50号
平成3年3月18日告示第49号
平成3年12月4日告示第214号
平成6年11月28日告示第199号
平成7年4月3日告示第60号
平成7年11月30日告示第219号
平成8年12月3日告示第232号
平成9年4月8日告示第81号
平成9年7月1日告示第146号
平成10年4月1日告示第89号
平成12年3月10日告示第51号
平成12年12月20日告示第350号
平成13年7月6日告示第202号
平成14年12月18日告示第400号
平成15年7月1日告示第223号
平成16年12月10日告示第432号
平成17年3月31日告示第114号

平成17年7月1日告示第243号
平成17年12月22日告示第491号
平成18年3月31日告示第110号
平成18年3月31日告示第113号
平成19年3月28日告示第139号
平成20年3月31日告示第135号
平成20年12月9日告示第504号
平成22年3月23日告示第160号
平成22年3月25日告示第167号
平成22年10月25日告示第573号
平成23年3月31日告示第171号
平成23年9月9日告示第474号
平成25年1月4日告示第9号
平成26年3月26日告示第168号
平成26年11月17日告示第719号
平成28年11月22日告示第722号
平成30年3月30日告示第215号
平成31年1月9日告示第5号
令和2年8月12日告示第562号
令和3年3月29日告示第205号
令和4年11月25日告示第759号
令和5年3月20日告示第202号
令和5年6月30日告示第495号
令和5年10月2日告示第782号
令和6年2月1日告示第81号
令和6年9月5日告示第677号
令和7年1月31日告示第75号
令和7年2月28日告示第174号
令和8年3月18日告示第183号

宮崎市競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の11第2項並びに宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第130条、第218条の規定に基づき、本市が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等の契約についての競争入札の参加資格及び指名基準その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (2) 測量業者 測量法（昭和24年法律第188号）第10条の3に規定する測量業者をいう。
- (3) 建設コンサルタント 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第19条第3号に規定する建設コンサルタントで建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている者又は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の登録を受けている者をいう。
- (4) 地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。
- (5) 補償関係コンサルタント 補償に関する物件及び権利の調査（測量、公簿調査、機械設備等の特殊物件調査、建物、工作物等の一般物件調査及び土地等鑑定評価をいう。）並びに事業関連調査（補償計画調査及び事業損失調査をいう。）並びに登記手続の業務（以下これらを総称して「補償関係コンサルタント業務」という。）を行うことを請け負い、又は受託する業を営む者をいう。
- (6) その他コンサルタント 計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量証明その他の調査、分析、検査等に関する業務（以下「その他コンサルタント業務」という。）を受託する業を営む者（前5号に該当する者を除く。）をいう。
- (7) 建設コンサルタント等 測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、補償関係コンサルタント及びその他コンサルタントをいう。
- (8) 建設業者等 建設業者及び建設コンサルタント等をいう。

- (9) 建設工事 法第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (10) 測量 測量法第3条に規定する測量をいう。
- (11) 建設コンサルタント業務 前払金保証事業法第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務をいう。
- (12) 地質調査業務 地質調査業者登録規程第2条第1項に規定する地質調査業をいう。
- (13) 建設コンサルタント業務等 測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他コンサルタント業務をいう。
- (14) 建設工事等 建設工事及び建設コンサルタント業務等をいう。
- (15) 市税等 市税及び国民健康保険税をいう。
- (16) 国税等 法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税を、個人にあつては申告所得税、消費税及び地方消費税をいう。
- (17) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者

ウ 個人にあつては、その者

（競争入札参加者の資格）

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。ただし、第1号から第5号に掲げる者については、特別の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人
- (3) 契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人
- (4) 営業を許可されていない未成年者
- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 市税等又は国税等を滞納している者
- (7) 役員等が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者である法人等

- (8) 宮崎県内に特別徴収義務のある事業所を有する場合、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施していないこと。
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項の適用事業所の事業者であって、健康保険若しくは厚生年金保険に未加入の者又は健康保険料若しくは厚生年金保険料に未納がある者
- (10) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する事業を行う者であって、雇用保険に未加入の者又は雇用保険料に未納がある者
- (11) 第7条第1項第2号（令第167条の4第2項各号に係るものに限る。）又は第4号に該当したことにより同項の規定により資格の認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

2 次の表の左欄に掲げる業務等について、当該右欄に該当する者は、当該業務等の競争入札に参加することができない。

法第2条第2項に規定する建設業	法第3条第1項の規定による許可を受けていない者又は法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
建設コンサルタント業務等	測量法等に基づく登録制度のある業務について、当該登録を受けていない者

（等級の格付）

第3条 市長は、宮崎市競争入札参加者資格審査会（以下「資格審査会」という。）の審査の結果に基づき、競争入札に参加することができる資格を有する者（以下「競争入札参加資格者」という。）のうち、宮崎市内及び宮崎県内に本店を置く者について、登載基準年及びその翌年に、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事及び造園工事の別に、別表1に定める工事の発注標準金額に応じた等級に格付けする。

2 前項の格付は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項について、別に定める基準により総合評価して行う。

- (1) 建設業者 次に掲げる事項
 - ア 経営事項審査の結果
 - イ 市工事の工事成績
 - ウ 指名停止措置の状況

- エ 障がい者雇用の状況
- オ みやざきエコアクション取得の状況
- カ 宮崎市消防団協力事業所の認定及び宮崎市消防団員の所属の状況
- キ 若年者等雇用の状況
- ク 防災・災害時の活動への協力の状況
- ケ 保護観察対象者等の協力雇用の状況
- コ 地域貢献活動の状況
- サ 緊急工事・不調不落対策における工事受注の状況

(2) 建設コンサルタント等 次に掲げる事項

- ア 直前2年間の年間平均実績高
- イ 自己資本の額
- ウ 職員数
- エ 営業年数

(競争入札参加資格審査の申請)

第4条 前条第1項の規定による競争入札の参加資格の審査を受けようとする建設業者等は、建設業者にあつては、競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号。以下「第1号申請書」という。）を、建設コンサルタント等にあつては、競争入札参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）（様式第2号。以下「第2号申請書」という。）を、登載基準年（平成3年から起算して2年を経過したごとの年をいう。以下同じ。）の2月1日から同月末日までに市長に提出しなければならない。

2 第1号申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第3条による許可（通知）の写し又は証明書
- (2) 工事経歴書（様式第3号）
- (3) 技術者経歴書（様式第4号）
- (4) 経営事項審査結果通知書の写し
- (5) 商業登記事項証明書
- (6) 国税等の納税証明書及び市税等の課税・納付状況確認同意書（様式第5号）
- (7) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式第6号）
- (8) 特別徴収実施確認書
- (9) 社会保険料及び雇用保険料の完納を証する書類

(10) その他市長が必要と認める書類

3 第2号申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、建設コンサルタント及び地質調査業者にあつては、建設コンサルタント登録規程第7条及び地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写しをもって第2号から第5号までに掲げる書類に代えることができるものとする。

(1) 営業に関し、法律上必要とする登録等の証明書

(2) 測量等実績調書（様式第7号）

(3) 技術者経歴書（様式第8号）

(4) 商業登記事項証明書

(5) 財務書類

(6) 国税等の納税証明書及び市税等の課税・納付状況確認同意書（様式第5号）

(7) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式第6号）

(8) 特別徴収実施確認書

(9) 社会保険料及び雇用保険料の完納を証する書類

(10) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に申請書を提出できなかった者に、登載基準年の翌年の2月1日から同月末日までに（当該提出できなかった者のうち市長が特に必要と認める者にあつては随時に）申請書を提出させることができる。

5 前各項の規定による申請については、電子情報処理組織（宮崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成29年条例第39号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。第6条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

（名簿への登載）

第5条 市長は、競争入札の場合において、前条の規定による申請を受け、資格審査会の審査を経てその競争入札参加資格者を決定したときは、これを業種別及び等級別に編成し、その商号又は名称、代表者の氏名及び住所又は事務所等の所在地その他必要な事項を、競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 市長は、前項の規定により名簿に登載したときは、遅滞なく当該審査の結果を、宮崎市ホームページにて公表するものとする。

3 名簿は、総務部契約課に保管し、その副本を担当課に備え付ける。

4 名簿の有効期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第1項の規定により提出した場合 登載基準年の7月1日から次の登載基準年の6月30日まで

(2) 前条第4項の規定により提出した場合 登載基準年の翌年の7月1日から次の登載基準年の6月30日まで

(変更等の届出)

第6条 前条第1項により名簿に登載された建設業者等（以下「有資格業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を競争入札参加資格審査申請事項変更届（様式第9号）又は電子情報処理組織を使用する方法により市長に届け出なければならない。

(1) 営業を休止し又は廃止したとき。

(2) 営業に関し、法律上必要とする許可若しくは登録等の取消を受けたとき又はその営業の停止を命ぜられたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第4条に規定する申請書類の記載事項に変更を生じたとき。

2 前項及び第4条第5項の電子情報処理組織を使用する方法の取扱いについては、「宮崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成29年条例第39号）」及び条例施行規則（平成29年規則第58号）を準用する。

(資格の取消し)

第7条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取消することができる。

(1) 営業に関し、法律上必要とする許可又は登録の取消しを受けたとき。

(2) 令第167条の4第1項又は第2項各号のいずれかに該当するとき。

(3) 役員等が第2条の2第7号に規定する暴力団関係者に該当することが判明したとき。

(4) 第4条第1項に規定する第1号申請書及び第2号申請書、同条第2項に規定する第1号申請書の添付書類並びに同条第3項に規定する第2号申請書の添付書類について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

2 市長は前項の規定により有資格業者の資格を取り消したときは、競争入札参加資格取消通知書（様式第10号）により本人に通知するものとする。

(指名基準)

第8条 指名競争入札に参加する者を指名する場合は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 第3条の規定により等級区分を行ったものについては、発注の標準となる工事設計金額に対応する等級に属する有資格業者のうちから指名するものとする。

(2) 前号の場合において、有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合は、当該発注の標準となる工事設計金額に対応する等級の直近上位又は下位の等級に属する有資格業者のうちから指名することができる。ただし、有資格業者がないとき又は少数であるときを除き、その数は、指名総数の2分の1を超えないものとする。

(3) 災害その他の理由により緊急施行を必要とするとき、地域の特殊性その他市長が特に必要があると認めたときは、前2号の規定にかかわらず有資格業者のうちから指名することができる。

(4) 指名に当たっては、次に掲げる事項について留意しなければならない。この場合において各号に掲げる事項の運用基準は別表2に定めるとおりとする。

ア 不誠実な行為の有無

イ 経営及び信用状況

ウ 工事成績

エ 地理的条件

オ 指名時における受注状況

カ 技術的適性

キ 安全管理の状況

ク 労働福祉の状況

ケ 障がい者雇用の状況

コ みやぎエコアクション取得の状況

サ 宮崎市消防団協力事業所の認定及び宮崎市消防団員の所属の状況

シ 若年者等雇用の状況

ス 防災・災害時の活動への協力の状況

セ 保護観察対象者等の協力雇用の状況

ソ 地域貢献活動の状況

タ 緊急工事・不調不落対策における工事受注の状況

(選定委員会)

第9条 予定価格が200万円を超える建設工事及び予定価格が100万円を超える建設コンサルタント等業務委託の指名競争入札に参加する者の選定案を審議するため、宮崎市建設工事請負等指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、別表3に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 3 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、総務部の事務を担当する副市長の職にある者を、副委員長は、他の副市長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 6 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 選定委員会は、委員の総数の3分の2以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 急施を要し会議を開く暇のないときは、委員に回議して会議に替えることができる。
- 9 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 11 指名業者の選定案は、契約課長が作成するものとする。
- 12 選定委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和56年4月10日から適用する。

(適用区分)

- 2 第4条第1項の提出期日については、昭和57年1月1日から適用し、同日の前日までの申請については、従前の例による。
- 3 指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（昭和42年告示第170号）は廃止する。

附 則（昭和57年5月19日告示第135号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月1日告示第308号）

この要綱は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月1日告示第102号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和58年9月29日告示第177号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和59年4月20日告示第90号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和59年12月28日告示第260号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和60年12月18日告示第214号）

この要綱は、昭和60年12月18日から施行する。

附 則（昭和61年12月1日告示第189号）

この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則（昭和62年1月10日告示第8号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日告示第56号）

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年11月14日告示第194号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日告示第50号）

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月18日告示第49号）

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月4日告示第214号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成6年11月28日告示第199号）

この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

附 則（平成7年4月3日告示第60号）

この告示は、平成7年4月3日から施行する。

附 則（平成7年11月30日告示第219号）

この告示は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成8年12月3日告示第232号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成9年4月8日告示第81号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成9年7月1日告示第146号）

この告示は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日告示第89号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月10日告示第51号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関するこの要綱による改正後の競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月20日告示第350号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成13年7月6日告示第202号）

この告示は、公示の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成14年12月18日告示第400号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成15年7月1日告示第223号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成16年12月10日告示第432号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第114号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日告示第243号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年12月22日告示第491号）

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第110号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第113号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日告示第139号）

（施行期日）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第135号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月9日告示第504号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月23日告示第160号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日告示第167号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月25日告示第573号）

1 この告示は、平成22年10月25日から施行する。

2 改正後の第3条第2項第1号、第8条第4項及び別表6の規定は、平成23年7月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第171号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月9日告示第474号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年1月4日告示第9号）

この告示は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日告示第168号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月17日告示第719号）

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年11月22日告示第722号）

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第215号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月9日告示第5号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年8月12日告示第562号）

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第205号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日告示第759号）

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日告示第202号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日告示第495号）

（施工期日）

1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年10月2日告示第782号）

この告示は、令和5年10月2日から施行する。

附 則（令和6年2月1日告示第81号）

（施工期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年9月5日告示第677号）

（施工期日）

1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年1月31日告示第75号）

（施工期日）

1 この告示は、令和7年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（施工期日）

1 この告示は、令和7年3月1日から施行する。

附 則（令和7年2月28日告示第174号）

（施工期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第296号）

（施工期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月18日告示第183号）

別表1（第3条関係）

発注の標準となる工事設計金額

区分 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管・水道施設工事	造園工事
A	2,000万円 以上	3,000万円 以上	1,500万円 以上	2,000万円 以上	1,000万円 以上
B	800万円 以上 3,500万円 未満	1,000万円 以上 4,000万円 未満	800万円 以上 2,500万円 未満	2,500万円 未満	1,500万円 未満

C	500万円以上	2,000万円	1,000万円		
	1,600万円 未満				
D	800万円 未満				

別表2（第8条関係）

請負契約に係る指名基準の運用基準

指名基準の留意事項	
ア 不誠実な行為の有無	<p>市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続している場合及び業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不適当であると認められる場合は、指名しない。</p> <p>(1) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>(2) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p>
イ 経営及び信用状況	<p>(1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 市税等の滞納があり、納入の意思が認められない場合は指名しないこと。</p>
ウ 工事成績	<p>(1) 宮崎市工事検査要綱に定める工事成績表の評定（以下「工事評定」という。）の平均が過去2年間連続して65点未満である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 工事評定の平均が過去2年連続して85点以上であること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
エ 地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び工事実績等からみて、工種及び工事規模に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
オ 指名時における受注状況	<p>受注状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
カ 技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当規模の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術員が確保できると認められること。</p>
キ 安全管理の状況	<p>(1) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良である場合は十分尊重すること。</p>
ク 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払の事実があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p>

	(2) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、労働福祉の状況が優良である場合は十分尊重すること。
ケ 障がい者雇用の状況	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に該当する障がい者を雇用している場合は十分尊重すること。
コ みやざきエコアクション取得の状況	みやざきエコアクションを取得している場合は十分尊重すること。
サ 消防団活動への取り組み状況	宮崎市消防団協力事業所の認定を受けている場合又は宮崎市消防団員が所属している場合は、十分尊重すること。
シ 若年者等雇用の状況	若年者等を雇用している場合は、十分尊重すること。
ス 防災関係業務委託の状況	防災の目的で宮崎市と年間業務委託契約を締結している場合は、十分尊重すること。
セ 保護観察対象者等の協力雇用の状況	法務省宮崎保護観察所の協力雇用主に登録している場合及び保護観察対象者等を雇用している場合は、十分尊重すること。
ソ 地域貢献活動の状況	地域貢献活動の一環としてボランティア活動等を行っている場合は、十分尊重すること。
タ 緊急工事・不調不 落対策における工事受 注の状況	緊急工事・不調不 落対策における工事受 注している場合は、十分尊重すること。

注意事項 アからタまでの判断の対象となる期間は、審査基準日から当該指名時までの間とする。ただし、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断できるものとする。

別表3 (第9条関係)

副市長
総務部長
農政部長
建設部長
都市整備部長
上下水道局水道部長
上下水道局下水道部長

様式第1号 (第4条関係)

様式第1号 (第4条関係)

年度 競争入札参加資格審査申請書【建設工事】

宮崎市長 殿 年 月 日

宮崎市で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。
また、入札見積り、契約の締結、代金の請求及び受領に使用する印鑑を次のとおり届け出ます。

※申請書のうち、「太線」及び「二重線」の枠内を記入してください。

主観点関係(市内業者のみ) (○または人数等を記入)	
障がい者雇用状況	
ISO9000シリーズ	
ISO14001	
エコアクション21	
みやざきエコアクション	
市消防団協力事業所	
市消防団員所属数	名
若年者雇用数	名
協力雇用主登録	
保護観察対象者等雇用	名
地域貢献活動	回

新規継続区分	1.新規 2.継続	契約相手方	1.本社 2.支店等	受付番号	
市内地区コード		債権者コード		電子入札	

※「株式会社」等は、「(株)」等の略号を用いて記入し、「(カブ)」等のフリガナや「・(中点)」は省略してください。

フリガナ	
商号又は名称	

※所在地欄で、「宮崎市」を含む場合は省略してください。また、「丁目」や「番地」は省略せずに記載してください。

※TEL欄、FAX欄の市外局番が「0985」の場合、「0985」は省略してください。

1.主たる営業所(本社) (建設業法にいう主たる営業所を記入)

郵便番号	県No.	市町村名	地域区分	1.市内 2.県内 3.県外
所在地				
代表者職名		TEL		
代表者氏名		FAX		
メールアドレス	(※宮崎市からの案内時に使用するため、電子入札登録アドレスを記入してください。)			
代表者住所	(宮崎市在住者のみ記入)			

【業種コード表】

01	土木一式	08	電気	15	板金	22	電気通信	35	解体
02	建築一式	09	管	16	ガラス	23	造園	29	交通安全施設
03	大工	10	タイル・れんが・ブロック	17	塗装	24	さく井	30	畳
04	左官	11	鋼構造物	18	防水	25	建具	31	機
05	とび・土工・コンクリート	12	鉄筋	19	内装仕上	26	水道施設	32	フェンス
06	石	13	舗装	20	機械器具設置	27	消防施設	34	下水道管渠維持補修
07	屋根	14	しゅんせつ	21	熱絶縁	28	清掃施設	36	アスベスト除去

「その他の業種」を希望する場合の許可区分、総合評定値、完成工事高、技術職員数及び営業所専任技術者については、その業種が属する建設業許可業種の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(営業所専任技術者(又は専任技術者一覧表)から数値等を記入し、完成工事高は実数(内数)を記入してください。(例:下水道管渠維持補修工事)の場合は、「土木一式」の数値等)

2.契約委任先営業所(支店等) (宮崎市との契約締結権を、営業所(支店等)に委任する場合のみ記入)

郵便番号	県No.	市町村名	
支店等名称	(会社名は不要)		
所在地			
支店長等職名		TEL	
支店長等氏名		FAX	
メールアドレス	(※宮崎市からの案内時に使用するため、電子入札登録アドレスを記入してください。)		

3.連絡先 (「1.主たる営業所(本社)」、「2.契約委任先営業所(支店等)」以外で宮崎市からの連絡先となる事務所)

連絡先名称	(会社名は不要)	TEL	
所在地		FAX	
メールアドレス	(※宮崎市からの案内時に使用するため、電子入札登録アドレスを記入してください。)		

※二重線の枠内については、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の内容を転記してください。

「専任技術者一覧表」から転記してください。

「技術職員に限らず全ての職員数を記入

建設業許可番号(8桁)		審査基準日		年 月 日		営業所専任技術者氏名 (上記「2.契約委任先営業所(支店等)」がある場合には、その営業所に係る者)		総職員数	人
希望順位	希望業種(希望順) ※上記の業種コード表参照 業種コード 業種名	建設業許可区分 (該当に○)	総合評定値 (P点)	完成工事高(千円) [] 年平均	技術職員数(人)			技術職員数合計	人
第1位		1.一般 2.特定			1級	基幹	2級	その他	
第2位		1.一般 2.特定							
第3位		1.一般 2.特定							
第4位		1.一般 2.特定							
完成工事高合計・技術職員数合計(希望業種以外も含む)									

様式第2号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

年度 競争入札参加資格審査申請書【建設コンサルタント等】

宮崎市長 清山 知憲 殿 令和 年 月 日

宮崎市で行われる建設コンサルタント等に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。
また、入札見積り、契約の締結、代金の請求及び受領に使用する印鑑を次のとおり届け出ます。

新規継続区分	1.新規 2.継続	契約相手方	1.本社 2.支店等	受付番号
市内地区コード		債権者コード		電子入札

※「株式会社」等は、「(株)」等の略号を用いて記入し、「(カ)」等のフリガナや「・(中点)」は省略してください。

フリガナ	
商号又は名称	

※所在地欄で、「宮崎県」を含む場合は省略してください。また、「丁目」や「番地」は省略せずに記載してください。

※TEL欄、FAX欄の市外局番が「0985」の場合、「0985」は省略してください。

1. 本社

郵便番号	県No.	市町村名	地域区分	1.市内 2.県内 3.県外
所在地				
代表者職名		TEL		
代表者氏名		FAX		
メールアドレス	(*宮崎市からの案内時に使用するため、電子入札登録アドレスを記入してください。)			
代表者住所	(宮崎市在住者のみ記入)			

2. 支店等 (宮崎市との契約締結権を、営業所(支店等)に委任する場合のみ記入)

郵便番号	県No.	市町村名		
支店等名称	(会社名は不要)			
所在地				
支店長等職名		TEL		
支店長等氏名		FAX		
メールアドレス	(*宮崎市からの案内時に使用するため、電子入札登録アドレスを記入してください。)			

3. 連絡先 (「1.本社」、「2.支店等」以外で宮崎市からの連絡先となる事務所)

連絡先名称	(会社名は不要)			
所在地		TEL		
		FAX		
メールアドレス	(*宮崎市からの案内時に使用するため、電子入札登録アドレスを記入してください。)			

※該当する登録部門に○をつけてください。複数可。

建設コンサルタント登録部門	都市計画及び地方計画	補償コンサルタント登録部門
河川、砂防及び海岸・海洋	地質	土地調査
港湾及び空港	土質及び基礎	土地評価
電力土木	鋼構造及びコンクリート	物件
道路	トンネル	機械工作物
鉄道	施工計画・施工設備及び積算	営業補償・特殊補償
上水道及び工業用水道	建設環境	事業損失
下水道	機械	補償関連
農業土木	水産土木	総合補償
森林土木	電気電子	
造園	廃棄物	

※希望する部門に○をつけてください。複数可。

建設コンサルタント希望部門	都市計画及び地方計画
河川、砂防及び海岸・海洋	地質
港湾及び空港	土質及び基礎
電力土木	鋼構造及びコンクリート
道路	トンネル
鉄道	施工計画・施工設備及び積算
上水道及び工業用水道	建設環境
下水道	機械
農業土木	水産土木
森林土木	電気電子
造園	廃棄物

※測量・地質調査・補償コンサルタントについては、登録がなければ希望営業種目として申請することができません。

希望営業種目	希望営業種目(番号の左側に希望する順位を記入してください。最大4欄目まで。その他コンサルタントは除く)	前々年度分実績高(千円)	前年度分実績高(千円)	直前2か年の年間平均実績高(千円)
希望営業種目別実績	01 建築設計(受注を希望する順に業種の左側に番号をつけてください。)			
	1-1 総合(意匠) 2-1 構造 3-1 電気設備 4-1 機械設備			
	02 建設コンサルタント(上記の該当する登録部門に○をつけてください。)			
	03 測量			
	04 地質調査			
	05 補償コンサルタント(上記の該当する登録部門に○をつけてください。)			
99 その他コンサルタント ()				
実績高合計(希望営業種目以外も含む)→				

「総職員数」には、技術職員に限らず全ての職員数を記入。

総職員数	人	営業年数	年
技術職員数	人	資本金額	千円
一級建築士	人	自己資本額	千円
二級建築士	人	備考(組織変更等)	
建築設備士	人		
建築積算資格者	人		
測量士	人		
測量士補	人		

※「希望営業種目別実績」欄は希望する種目に○をつけて、実績高(単位:千円)を記入し、希望営業種目以外の業種については「実績高合計」欄に合算して記入してください。

様式第3号（第4条関係）

工 事 経 歴 書

（登録業種区分）

発注者	元請又は下請の区別	工事名	工事場所のある都道府県名	請負代金の額 千円	着工年月 完成又は完成予定年月	
					年	月
←	←	←	←	←	-----年	-----月
←	←	←	←	←	-----年	-----月
←	←	←	←	←	-----年	-----月
←	←	←	←	←	-----年	-----月
←	←	←	←	←	-----年	-----月
←	←	←	←	←	-----年	-----月
←	←	←	←	←	-----年	-----月
←	←	←	←	←	-----年	-----月
←	←	←	←	←	-----年	-----月
←	←	←	←	←	-----年	-----月
←	←	←	←	←	-----年	-----月
←	←	←	←	←	-----年	-----月

- 記載要領 1 この表は、許可を受けた建設業の各別又は許可を要しない工事ごとに作成すること。
 2 この表は、直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
 3 主な完成工事及び主な未完成工事は、できる限り地方公共団体又は国から受注した経歴を優先的に記載すること。
 4 下請については、「発注者」の欄には元請業者名を記載し、「工事名」の欄には下請工事名を記載すること。

様式第4号（第4条関係）

技 術 者 経 歴 書

（種類）

氏名	最終学歴		法令による免許等		業務経歴	実務経験年数 年 月
	学校の種類	専攻学科	名称	取得年月		

- 記載要領 1 本表は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。
 また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、
 （ ）書きで当該営業所名を記載すること。
 2 「学校の種類」欄には、大学、高等専門学校等の別を記載すること。
 3 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の検定を受けたものを記載すること。
 （例：○建設士、○土木施工管理技士）※「酸素欠乏危険作業主任者」の有資格者がいれば、必ず記載し、第一種、第二種の別も記入すること。
 4 「業務経歴」の欄には、直近の工事件名を記載すること。
 5 監理技術者の資格のある者は、資格者証の写しを添付すること。

市税等の課税・納付状況確認同意書

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者	商号又は名称	(フリガナ)	
	所在地	〒 —	
	代表者職氏名	(フリガナ)	
	代表者生年月日	T・S・H	年 月 日生
	代表者住所 ※宮崎市内の場合のみ	〒 — 宮崎市	
	宮崎市内の 営業所等の有無	<input type="checkbox"/> 有	〒 — 宮崎市
		<input type="checkbox"/> 無	

宮崎市競争入札参加資格審査申請のため、宮崎市が当社又は私個人の宮崎市税等の課税・納付状況を次のとおり調査することに同意します。

1. 調査に同意する税目等

- ① 個人住民税 ② 法人市民税 ③ 固定資産税 ④ 都市計画税 ⑤ 軽自動車税（種別割）
⑥ 市たばこ税 ⑦ 鉦産税 ⑧ 入湯税 ⑨ 事業所税 ⑩ 国民健康保険税（個人の場合のみ）

2. 調査対象期間

当年の1月4日（土日の場合は翌営業日）までに納期の到来しているもの

-----（以下 宮崎市使用欄）-----

（調査時点：令和 年 月 日）

宮 崎 市 記 入 欄		
市税滞納状況	会社	<input type="checkbox"/> 法人市民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税（ 期） <input type="checkbox"/> 都市計画税（ 期） <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 市たばこ税（ ） <input type="checkbox"/> 鉦産税（ ） <input type="checkbox"/> 入湯税（ ） <input type="checkbox"/> 事業所税
（有・無）	代表者	<input type="checkbox"/> 個人住民税（ 期） <input type="checkbox"/> 固定資産税（ 期） <input type="checkbox"/> 都市計画税（ 期） <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 市たばこ税（ ） <input type="checkbox"/> 鉦産税（ ） <input type="checkbox"/> 入湯税（ ） <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税（ 期）
《特記事項》		納税管理課 印

※本調査により収集した情報は、宮崎市競争入札参加資格審査申請のために使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

私は、自己又は自社の役員等が、宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないことを誓約します。

また、下記の役員等名簿に記載した者が宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないことを、宮崎県警察本部に照会することを承諾します。

令和 年 月 日

宮崎市長 殿

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

記

役員等名簿

職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	備考
		大・昭・平 年 月 日	男・女	
		大・昭・平 年 月 日	男・女	
		大・昭・平 年 月 日	男・女	
		大・昭・平 年 月 日	男・女	
		大・昭・平 年 月 日	男・女	
		大・昭・平 年 月 日	男・女	
		大・昭・平 年 月 日	男・女	
		大・昭・平 年 月 日	男・女	
		大・昭・平 年 月 日	男・女	
		大・昭・平 年 月 日	男・女	

様式第9号（第6条関係）

競争入札参加資格審査申請書変更届

年 月 日

登録業種	<input type="checkbox"/> 建設工事	<input type="checkbox"/> 建設コンサルタント
------	-------------------------------	------------------------------------

宮崎市長 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

下記のとおり変更があったので届出をします。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

- * 変更の事実を証する書類を添付してください。
- * 所在地(住所)を変更された場合は、郵便番号の変更も忘れずに記載してください。
- * 本市と契約中の案件がある場合には、契約件名を下記に記載してください。
()

様式第10号（第7条関係）

宮 契 第 号 年 月 日
殿
市長名
競争入札参加資格取消通知書
貴殿の宮崎市が行う建設工事等に係る競争入札参加者の資格については、下記理由によりその資格を取り消したので通知します。
記
1 業種別区分 2 理 由